

# ホテル又は旅館における バリアフリー化の推進について

## (1) ホテル又は旅館のバリアフリー化について、どう考えるべきか

### ① ホテル又は旅館におけるバリアフリー化の必要性

- 大阪での万博開催を踏まえ、外国から障がいを持った方の参画も想定されることから、大阪のホテルの基準も改正すべき。〔当事者：部会〕
- 車いす利用者用客室はホテルに1室しかない場合が多く、予約済の場合、一般客室では対応できない場合が多い。〔学識経験者：部会〕
- 法改正で車いす利用者用客室の設置基準が改正されたが、一般客室を基準化してどこまで対応しないといけないのか検証も必要。〔当事者ヒア〕
- 車いす利用者用客室の利用は年に数回しかなく、全ての一般客室にバリアフリーの基準を適用することは疑問。必要な一定割合の一般客室に基準を適用するのが現実的。〔ホテル事業者ヒア〕
- 国の法改正により、車いす利用者用客室を複数設置する場合があり、経営が厳しくなる。東京都の一般客室の基準も階高を上げる必要があり、敷地や周辺道路の状況によりホテルを供給できない可能性大。〔ホテル事業者ヒア〕

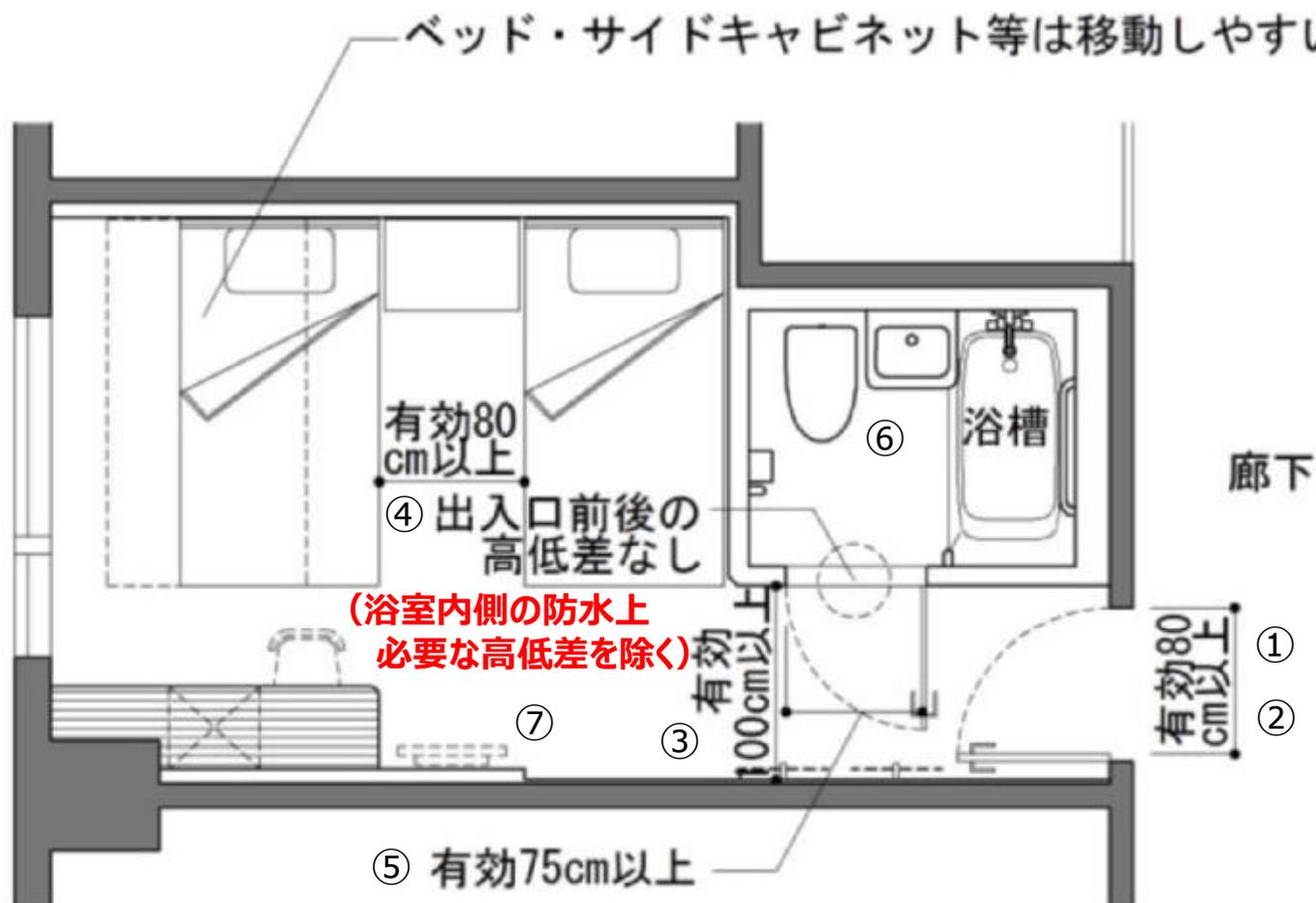
## ② 一般客室のバリアフリー基準の基本的な考え方

- ⊘ どこまでの範囲を対象とするのか、あくまで可能なことを基準として盛り込むべき。  
〔学識経験者：部会〕
- ⊘ 車いす使用者が**100%**満足するものを目指すとハードルが高くなる。〔学識経験者：部会〕
- ⊘ 一般客室のため、多少不自由なのは前提の上ではないか。元気な車いすの方も多く、扉幅も車いすが入れば問題ないと考えている方もかなりいる。〔学識経験者：部会〕
- ⊘ 基準を規定しても、いざ使用してみると使えない場合もある。一人で安心して使えると思えるものにしないと、基準を規定する意味がない。〔当事者ヒア〕

## ③ 一般客室のバリアフリー基準における留意事項

- ⊘ 技術的課題が解決してもコストが高くなれば、性能が担保される商品の標準化・工業化がされるような状況を作らないと、一般客室全てをバリアフリー化できない。〔学識経験者：部会〕
- ⊘ **Tokyo2020** アクセシビリティ・ガイドラインを参考にしてほしい。〔当事者ヒア〕
- ⊘ 外国人への対応として、シャワールームの設置も増えてきている。現状のユニットでは、扉**70cm**以上の製品はない状況。〔メーカーヒア〕

## (2) ホテル又は旅館のバリアフリー基準を具体的にどのように規定するか



資料：ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）（案）

## ① 客室出入口の幅

- Ø 東京都をはじめ、**Tokyo2020** アクセシビリティ・ガイドライン、国基準案（建築設計標準）のいずれも、客室出入口の幅を**800mm**以上と規定。
- Ø すでに多くのホテルで**800mm**以上は確保できている。〔設計事務所等ヒア〕

## ② 扉の引き戸化

- Ø 東京都は規定なし。
- Ø 車いす利用者にとっては、出入口のドアは開き戸ではなく、引き戸にすべき。〔部会〕
- Ø 通常ビジネスホテルの場合、間口は**2,500～3,000mm**が一般的であるが、引き戸を採用した場合、パイプスペースとの関係で対応が困難。ホテルの場合遮音性は重要だが、引き戸の場合、遮音性能が落ちる。〔設計事務所等ヒア〕

→ 遮音性能については、厚さ**0.6mm**の化粧鋼板で製作する場合は**T-1**等級となる。開き戸の場合は、厚さ**0.6mm**でも裏打ち材を張れば**T-2**等級となるが、引き戸の場合は吊り装置が裏打ち材の重量に耐えられないため、化粧鋼板での**T-2**等級は不可。引き戸を普通鋼板の厚さ**0.8mm**にすれば**T-2**等級になるが、開き戸とデザインが変わる。なお、引き戸でも床とのすき間を塞ぐゴムの設置は可能。〔建具メーカーヒア〕

※ 化粧鋼板の厚さは**0.6mm**が最大

Ø 車いす利用者用客室の場合は、扉の引き戸化が基準化されても、コストを含め対応は可能だと考える。〔ホテル事業者ヒア〕

Ø 扉のコスト比較（建具メーカー見積り）

開き戸（有効**800mm**、**T-1**）→ 約**36万円**／枚

〃 （ 〃 **800mm**、**T-2**）→ 約**40万円**／枚

引き戸（ 〃 **800mm**、**T-1**）→ 約**85万円**／枚

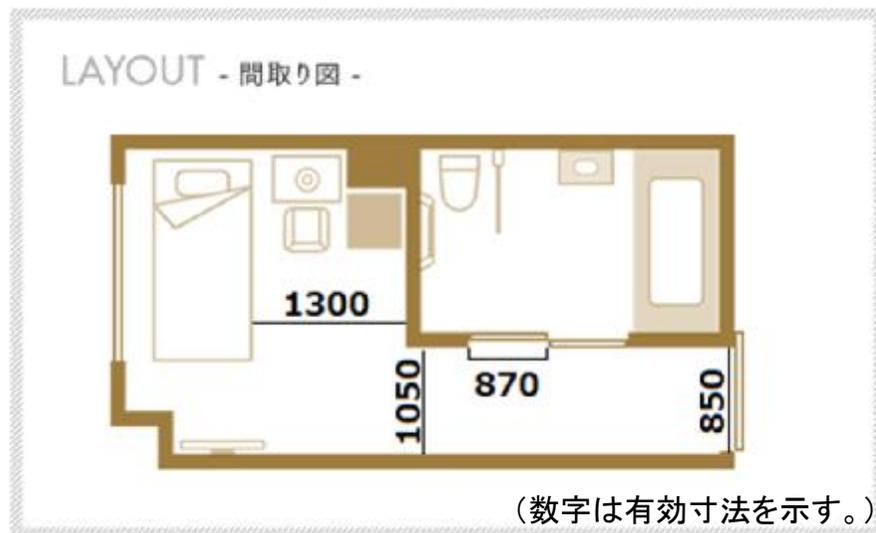
※ 遮音性能について

**JIS A 4706**、**JIS A 4702**により、下表の等級が決められている。

遮音性能等級	<b>T-1</b>	<b>T-2</b>	<b>T-3</b>	<b>T-4</b>
遮音性能 (500Hz帯)	<b>25db</b>	<b>30db</b>	<b>35db</b>	<b>40db</b>

例えば、**T-2**では外の音を**30db**遮音することができる。

# 引き戸を採用した事例



車いす使用者用客室

広さ 18m<sup>2</sup>

ベッドサイズ 120×195cm

- ・入口扉は一般客室の扉と同じデザイン仕様
- ・入口扉はタッチ式のカード錠(オートロック)  
室内側からは壁に設置のボタンで開錠
- ・廊下側からは吊り装置が見えないような内装  
(室内側からは見える。)
- ・音に関する苦情は出ていない。



BF客室



一般客室

### ③ 通路幅の確保（便所又は浴室等（ユニット含む）への出入り、ベッドへの移乗の確保）

Ø 東京都は、経路幅**700mm**で案を作成していたが、パブコメを踏まえ、

「出入口の幅を**800**確保する基準があれば、経路幅を規定しなくても一定程度の空間確保がなされると考えられることから、経路幅について、条文には規定しない」ことにした。

Ø バジェット系ホテルでは、通路幅の確保は間口の拡大を伴い、事業性に影響する。〔東京都パブコメ、設計事務所等ヒア、ホテル事業者ヒア〕

Ø ユニットへの出入りに、コンパクト型手動車いすでは**750mm**、電動車いす等は**1000mm**の通路幅が必要。〔検証〕

Ø ベッドへの寄付きは、斜めにアプローチする場合があります、**800mm**必要。〔検証・コンパクト型〕

#### ④ 通路と便所又は浴室等（ユニット含む）との段差の解消

○ 東京都は、「防水上必要な最低限の高低差」と規定。（数値記載なし）

○ 高低差**25mm**では、全ての車いすで入ることはできるが、一部の車いすでは前輪が引っ掛かり出ることができない。〔検証〕

→ 各メーカーの現状：**A社**（約**25mm** ショールーム実機の計測による）

**B社**（約**21～50mm** カタログ図面による）

○ バジェット系ホテルは、段差の解消は階高の変更を伴い、事業性に影響するとの見解。  
〔設計事務所等ヒア、ホテル事業者ヒア〕

#### ⑤ 便所又は浴室等（ユニット含む）の扉幅の確保

○ 東京都は、**700mm**を義務化、**750mm**を努力義務化。

○ **726mm**であれば、どの車いすでも、ほぼ対応が可能。〔検証〕

○ 一部のメーカーでは、**1216**以上のユニットで**750mm**の扉を開発中。〔メーカーヒア〕

→ 短辺入りの場合は、手すりや操作盤、ペーパーホルダーなどの設置が困難なため物理的に不可な場合もある。

## ⑥ 浴槽、洗面台、便器への寄付き確保

Ø 東京都は規定なし。**Tokyo2020**アクセシビリティ・ガイドラインでは、便座のみ規定。

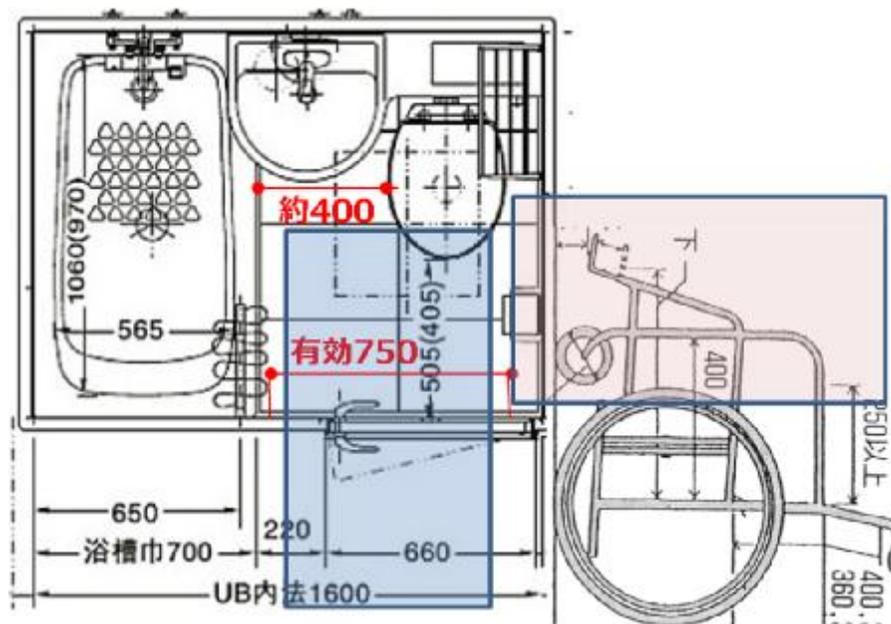
Ø **1418**のユニットは、長辺入りであれば、ほぼ、どの車いすでも洗面台への寄付きが可能。

〔検証〕

→ **1216**以下のユニットでは、寄付きは困難。〔下図〕

**1418**の短辺入りは、コンパクト型以外の車いすは寄付き困難（**1620**以上必要）

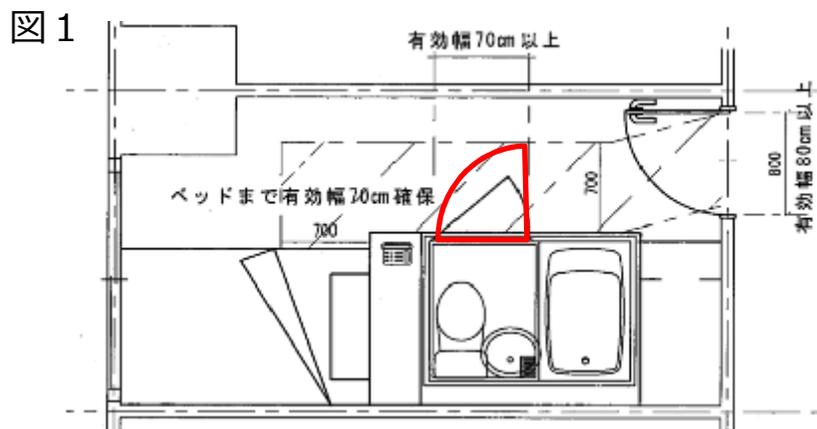
### TOTO ERV1216



資料：TOTO ユニットバスルーム カタログ 2017.7に基づき大阪府で作成

## ⑦ 車いす方向転換スペースの確保

- 東京都は規定なし。
  - Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインでは、「一般客室内に少なくとも1箇所、直径1,200mm（または1,200mm×1,200mm）のスペース確保」と規定
  - 便所又は浴室等の扉が、客室出入口方向に開く場合、方向転換しないと利用困難【図1】
  - 一般客室に正面から入ると、方向転換スペースがない場合、バックでは客室出入口の扉を開けられない。〔当事者ヒア〕
  - 一部の車いす使用者は、一般客室に廊下からバックで入ることもある。〔当事者ヒア〕
  - 東京都の参考図では、ベッドの向きを変え窓際にもっていけば、机を置いても移乗スペース、方向転換スペースを確保できるのではないか。【図2】
- 机等が可動のものかどうかということも重要。〔当事者ヒア〕



### (3) バリアフリー情報などをどのように提供するか

- 車いす利用者用客室の情報提供を行っていないホテルが多く、電話で問い合わせしないと客室の空き状況や宿泊料金が分からない。また、一般客室を予約する場合は、扉の有効幅やベッドまでの通路幅を事前に確認している。〔当事者ヒア〕
- 車いす利用者用客室の情報は**HP**に記載しておらず、電話での問い合わせに対応している。一般客室はネット予約だが、備考欄に車いす使用の旨を記入してもらえれば、事前に準備して対応する。車いす利用者用客室も**HP**に記載しネット予約が可能。一般客でも予約可能。〔ホテル事業者ヒア〕
- 東京都では、現在、福祉保健財団から、都内の宿泊施設等のユニバーサルデザイン設備状況をHPで情報発信しており、今後、情報を充実。
- 兵庫県では、福祉のまちづくり条例に、「バリアフリー情報の公表制度」を規定。（義務基準、罰則なし）

### ■ 一般客室までの経路

道等及び車いす使用者用駐車施設から一般客室までの経路のうち1以上を、階段又は段を設けない経路にしなければならない。ただし傾斜路、エレベーター又は昇降機を併設する場合は、この限りではない。

### ■ 一般客室内の基準（和室部分は除く）

- ① 一般客室の出入口の幅は、**80cm**以上とすること。
- ② 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は**70cm**以上とすること。
- ③ 一般客室内に階段又は段を設けないこと。ただし、次に掲げる場合は除く。
  - ・ 同一客室内において複数の階がある場合
  - ・ こう配1 / 12を超えず、幅**70cm**以上の傾斜路を併設する場合
  - ・ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合
- ~~④ 客室出入口から1のベッド、便所及び浴室等までの経路の幅は**70cm**以上~~
- ⑤ 建築主等は、②の規定にかかわらず、一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅が**75cm**以上となるよう、努めなければならない。
- ⑥ 知事は、一般客室内の1以上の便所及び**1**以上の浴室等の出入口の幅が**75cm**以上となるよう、必要な施策の推進に努めなければならない。
- ⑦ 知事は、この条例の施行後**3**年以内に、改正後の条例の規定の施行状況、高齢者、障害者等の施設の利用状況、国が定めるホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等国の施策状況その他社会環境の変化を勘案し、当該規定について検討を加え、その結果に基づき、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

※ ホテル又は旅館の対象は、床面積**1,000m<sup>2</sup>**以上  
見え消しはパブリックコメントからの修正点

# ホテル又は旅館の一般客室におけるバリアフリー基準の比較表 【参考2】

		<b>Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン (車いす使用者に配慮した客室)</b>	<b>国基準案 (建築設計標準) H31.3未改正予定</b>	<b>東京都基準案</b>
<b>客室出入口の幅</b>		<b>80cm以上</b>	<b>80cm以上</b>	<b>80cm以上</b>
<b>経路</b>	浴室まで	—	<b>100cm以上</b>	旧 <b>70cm以上</b> → —
	1ベッドまで	—	—	旧 <b>70cm以上</b> → —
<b>便所浴室等</b>	<b>段差</b>	客室内は完全に段差なし (どうしても無理な場合は25mm 以下かつ乗り越えやすい形状)	扉の前後に高低差なし (防水上必要な最低限 の高低差を除く)	扉の前後に高低差なし (防水上必要な最低限 の高低差を除く)
	<b>出入口の幅</b>	<b>80cm以上</b>	旧 <b>80cm以上</b> (少なくとも <b>70cm以上</b> ) → 原則として <b>75cm以上</b>	旧 <b>70cm以上</b> → <b>70cm以上義務</b> <b>75cm以上努力義務</b>
	<b>浴槽等への寄付き</b>	便座：片側に移乗スペース	—	—
	<b>手すり・操作盤</b>	浴槽手すり設置 操作盤 <b>140cm</b> 以下	適切配置	—
<b>ベッド側面移乗スペース</b>		少なくとも片側 <b>1箇所</b> に <b>80cm以上</b>	<b>80cm以上</b>	—
<b>車いす方向転換スペース</b>		直径 <b>120cm</b> 又は <b>120cm×120cm</b>	確保望ましい	—

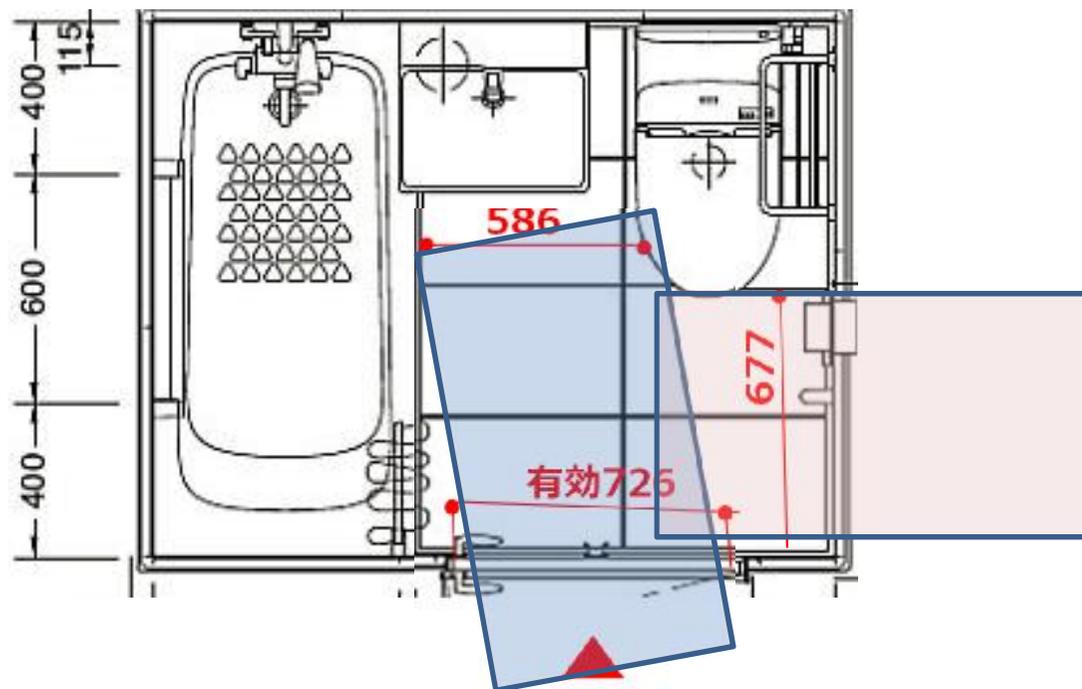
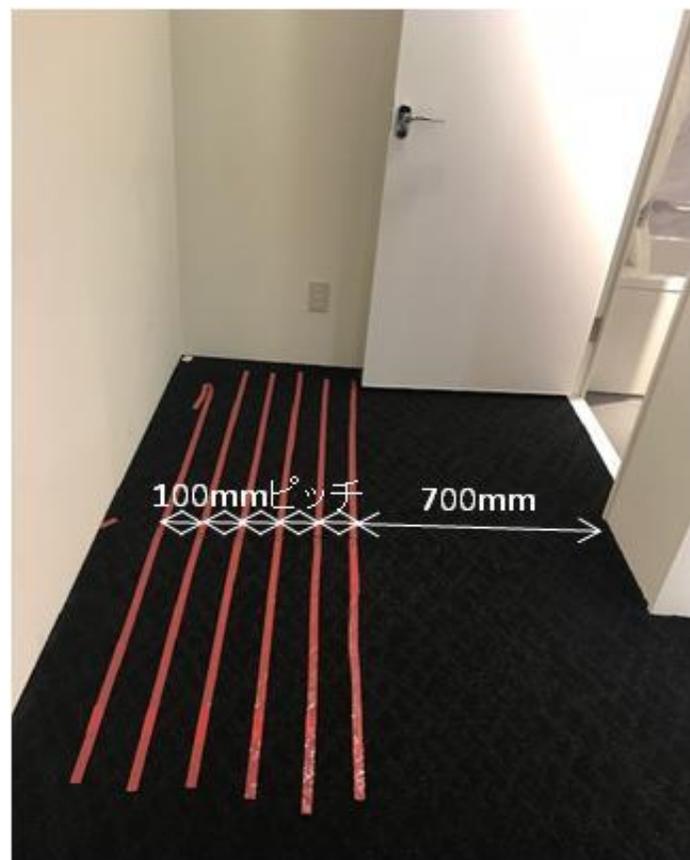
# 利用検証したユニットバスルーム

【参考 3】

検証日：2018年12月19日

場所：TOTOテクニカルセンター大阪

対象ユニット：TOTO ENV1418 (扉：有効開口726 長辺側に設置)



資料：TOTO ユニットバスルーム カタログ 2017.7に基づき大阪府で作成

# ユニットバスルーム（以下、ユニット）のモデルによる当事者の利用検証

【参考 4】

- 通路幅は、コンパクト型手動車いすは750mm、電動車いす等は1000mm必要
- 段差25mmでは退室時に前輪が引っかかる車いすあり。扉幅726mmでぎりぎり。

車いす 情報	使用車いすの種類						
			手動車いす (コンパクト型)	手動車いす (標準型)	電動車いす (自操用・標準型)	電動車いす (自操用・簡易型)	
	被験者の状況		上肢問題なし (高齢)	上肢が不自由 (介護あり)	上肢が不自由	上肢が不自由	
	全幅 ( ) 内はカバン含む		540	570	643	600 (630)	
	全長 ( ) 内はつま先含む		795 (900)	980 (1085)	990 (1050)	1110 (1200)	
使用 状況	浴室前通路幅の必要寸法		750	800 →介助無しであればこれ以上必要	1000	1000	
	出入の状況	段差	入室	○	△～×	○	○
			退室	△	△～×	△	×
	幅		○	△	○	○	
	洗面器への寄付き（長辺入）		○	△	○	○	
	洗面器への寄付き（短辺入）※		△	×	×	×	

※ 短辺入については、長辺入の検証結果による推定

単位：mm 16

# 公益財団法人 東京都福祉保健財団 宿泊施設のUD設備状況の公表

## 【参考5】

公益財団法人 東京都福祉保健財団がホームページ「とうきょうユニバーサルデザインナビ」において、宿泊施設のユニバーサルデザイン設備状況を公表。平成31年2月現在、153施設。

ユニバーサルデザイン設備状況一覧 宿泊施設

この一覧表は各施設のホームページの情報を元に作成しております。

サイト名称	多目的トイレ	オストメイト	大人用折りたたみベッド	エレベーター	車いす対応EV	エスカレーター	車いす対応ES	昇降機	スロープ	バリアフリー移動経路	車いす対応試着室	車いす用観覧席	車いす用駐車場	駐車場	手話	筆談	ユニバーサルデザイン対応の客室	おむつ替え授乳室	車いすの貸し出し	ベビーカーの貸し出し	その他の情報
アクトホテル六本木																	○		○		
アワーズイン阪急														○			○				
R&Bホテル上野広小路																	○				
R&Bホテル大塚駅北口																	○				
R&Bホテル蒲田東口																	○				
R&Bホテル東京東陽町																	○				
R&Bホテル八王子																	○				
R&Bホテル東日本橋																	○				
秋葉原ワシントンホテル														○			○				
ヴィアイン秋葉原														○			○				
ヴィアイン浅草														○			○				
ヴィアイン新宿														○			○				
ヴィアイン東京大井町														○			○				
ヴィアイン東銀座														○			○				
エクセルシティホテル														○			○				
ANAインターコンチネンタルホテル東京														○			○				
奥多摩の風 はとのす荘														○	○		○				
お茶の水セントヒルズホテル	○													○			○				
海人														○			○				バリアフリー浴室
かどやホテル																	○		○		
かんぼの宿 青梅														○			○		○		
銀座キャピタルホテル	○													○			○				
グランドニッコー東京 台場	○													○	○		○	○	○		
グランドハイアット東京														○			○				
京王プラザホテル	○													○	○	○	○	○	○	○	音声自動変換システム・補助犬専用トイレ・宴会場にて磁気ループシステム対応及び専用レシーバーの貸出
京急EXイン秋葉原																	○				
京急EXイン浅草橋駅前														○			○				
京急EXイン大森海岸														○			○				
京急EXイン蒲田																	○				
京急EXイン品川・新馬場駅北口																	○				

# 兵庫県 福祉のまちづくり条例 バリアフリー情報の公表制度 【参考6】

## 兵庫県 福祉のまちづくり条例

### (情報の公表)

第24条の2 特定施設（規則で定める用途及び規模のものに限る。）の所有者又は管理者は、当該特定施設の整備状況に関する情報であって規則で定めるものをインターネットの利用その他の規則で定める方法により公表しなければならない。

	用途	規模
1	1.展示場 2.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 3.遊技場 4.公衆浴場 5.飲食店 6.理髪店その他これらに類するサービス業を営む店舗 7.クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模(2以上の用途が存する建築物を含む)
2	8.病院又は診療所 9.劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂 10.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 (一般公共の用に供されるものに限る) 11.博物館、美術館又は図書館 12.銀行、質屋その他これに類するサービス業を営む店舗 13.地下街等	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模(2以上の用途が存する建築物を含む)
3	14.ホテル又は旅館	客室合計50室以上の規模
4	15.保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署 16.公共の交通機関の施設(鉄道駅舎、車両の停車場、船舶・航空機の発着場等)	全ての規模

# 万博開催を想定した車いす使用者用客室の不足客室数

【参考7】

## 【万博開催時の1日当たりの宿泊を伴う車いす使用者数の推計】

- ・ 入場者のうち宿泊を伴う入場者数の推計 ⇒ **364,000人/日** ※ ビッド・ドシエより  
うち車いす使用者数の推計 ⇒ **1,674人/日** ※ 厚労省データ等により算出
- ・ **2024年度末時点**の宿泊者数の推計 ⇒ **128,843人/日** ※ 直近5年のトレンド  
うち車いす使用者数の推計 ⇒ **592人/日** ※ 厚労省データ等により算出

---

万博開催時の車いす使用者数の推計（合計） ⇒ **2,266人/日**

## 【現行基準で2024年度までに供給される車いす使用者用客室数の推計】

- ・ **2007-2017年度**までの推計 ⇒ **160室** ※ 旅館業法許可データ等
- ・ **2018-2024年度**までの推計 ⇒ **350室** ※ 直近5年のトレンド

---

**2024年度時点**の車いす使用者用客室数の推計（合計） ⇒ **510室**

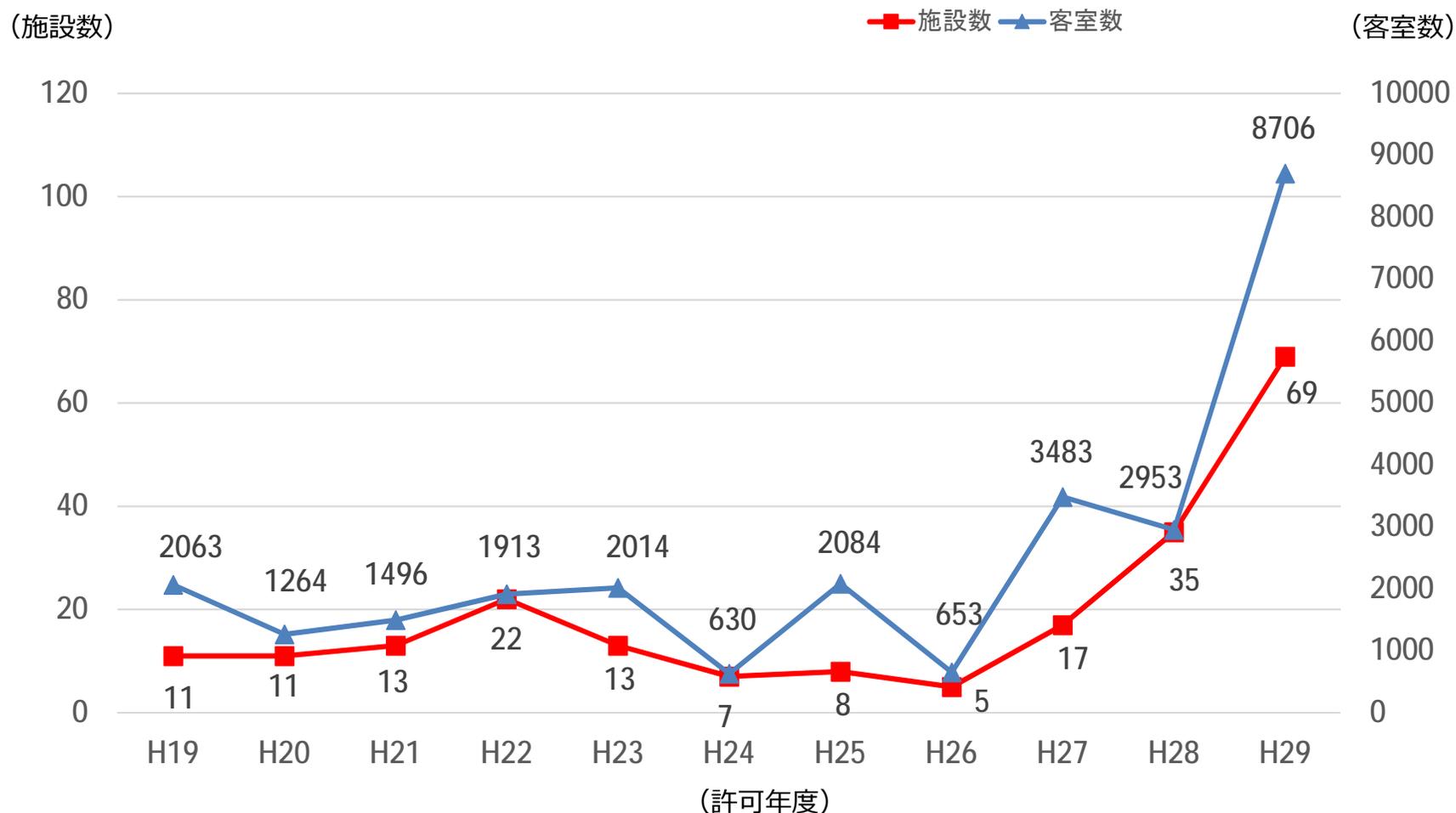
【車いす使用者用客室不足数の推計】  $2,266 - 510 = 1,756$ 室

【万博までの整備見込み（2021～2024）の一般客室数の推計】 ⇒ **14,056室**

※ 直近5年のトレンド

# 大阪府内のホテル・旅館の年度別供給施設数・客室数の推移【参考8】

○ 平成27年度から増加が始まり、29年度に急激に許可等件数が増えている。

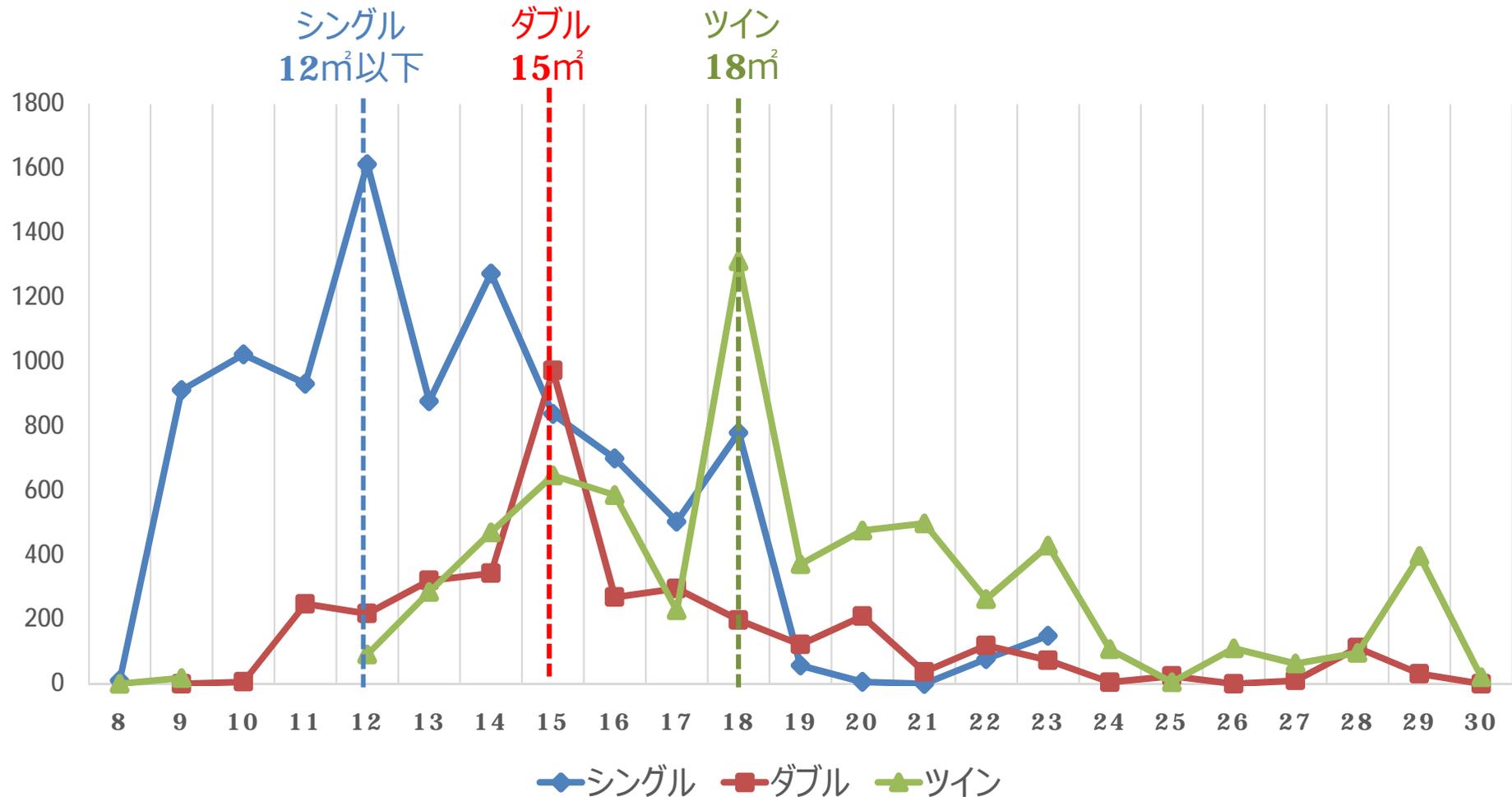


※大阪府内の平成19年度～平成29年度までに旅館業法の営業許可を受けた1000㎡以上のホテル・客室が対象

# 大阪府内のホテル・旅館の供給状況

【参考9】

○ 供給量が最大の面積は、シングルは12㎡、ダブルは15㎡、ツインは18㎡となっている。



※ 大阪府内における平成18年12月～平成29年度末までに旅館業法の許可を受けた、延床面積1,000㎡以上の施設のうち、ホテルHP及びじゃらんにより客室タイプ別室数と面積が把握できた施設を大阪府で集計

# ホテル等の面積別、タイプ別客室数の実績

【参考10】

		12㎡以下	13～15㎡	16～19㎡	20㎡以上	全体
シングル	実数	4,451	3,003	2,041	232	9,727
	割合	45.7%	30.9%	21.0%	2.4%	100%
ダブル	実数	465	1,593	871	1,022	3,951
	割合	11.8%	40.3%	22.0%	25.9%	100%
ツイン	実数	97	1,361	2,455	2,843	6,756
	割合	1.4%	20.2%	36.3%	42.1%	100%
合計	実数	5,013	5,957	5,367	4,097	20,434
	割合	24.5%	29.2%	26.3%	20.0%	100%

※ 大阪府内における平成18年12月～平成29年度末までに旅館業法の許可を受けた、延床面積1,000㎡以上の施設27,259室のうち、ホテルHP及びびじらんにより客室タイプ別室数と面積が把握できた施設を大阪府で集計